

シリーズ9 社宅・承認住宅について

充実した住宅支援制度を！

社宅料金について

今回の「新しい人事・賃金制度」の見直しで、住宅支援制度の改正が提案されました。会社は、社宅料金の見直しをする理由を「当社の社宅は使用設備は高いレベルにある一方で、社宅料金は他と比較して相当程度低廉になっている。このことが、居住期間の長期化を招く要員となっているほか若年層など新たに社宅を必要とする社員が希望通り入居できず、住宅支援のバランスを欠くことに繋がっている」としています。

今回の社宅使用料等の改正点の特徴

①居室使用料金が値上げをされる。②満35歳に達している場合の所定料金2倍、満40歳に達している場合の所定料金2.5倍。③居室クリーニング制度の新設

以上のように、35歳からは2倍になり、所定料金も値上げがされることになってしまいます。現状と比較して、魅力が少ない社宅になってしまいます。50歳から基本給が上がらない提案の中で、人生設計を早めに、堅実に計画しなければいけなくなってしまう。また、特別な事情があり、社宅を使わなければいけない社員の取り扱いが明確になっていません。

負担は増え、支給は減らされる

また、会社は社員の負担増の理由について、「社宅を指定するのが困難な場合に適用する制度である。よって、家族用社宅使用料改定と同様の引き上げ幅となるように見直しを行う」としています。一例を見ると、4人以上の居住人数で、東京都23区および東京都下・神奈川県下・千葉県下・京都府下・兵庫県下の市制施行地域と名古屋市のアパートなどに居住している場合は、現行の本人負担額は、20,600円から24,100円に、支給限度額が126,400円から122,900円になります。負担額は増え、支給額は減らされるので、計7,000円増となります。

切り下げられる福利厚生

JR東海の経営は、7年連続最高益を更新し、順調そのものです。それにもかかわらず、福利厚生は切り下げられています。リニア建設のために、お金が使われ組合員の努力が報われない状況です。私たちは、社員の努力に応える制度を強く要求していきます。

JR東海労は、要求実現のため取り組みを強化します！